

令和5年度第4回市川市教育振興審議会

令和5年10月23日（月）14時00分～

市川市役所第1庁舎5階第3委員会室

次 第

1 諮問

第4期市川市教育振興基本計画の策定について

2 調査審議

第4期市川市教育振興基本計画の策定について

市川市教育振興基本計画(案)

【第4期】

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育



令和6年 月
市川市教育委員会



目 次

計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 社会状況の変化と取り組むべき課題	4
6 市川市の教育を取り巻く現状と課題	5
計画の体系	9
1 計画の体系	10
2 市川の教育の目指す姿	12
3 基本理念	15
4 基本的な3つの考え方	17
5 方針	19
6 方針1 目標1～目標4	20
7 方針2 目標5～目標7	29
8 方針3 目標8～目標10	37
計画の推進	45
1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践	46
2 新たな教育上の課題への対応	46
資料編	

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間
- 5 社会状況の変化と取り組むべき課題
- 6 市川市の教育を取り巻く現状と課題

1 計画策定の趣旨

市川市教育委員会は、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、市川市教育振興基本計画を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

第3期市川市教育振興基本計画(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度。以下「第3期計画」といいます。)のもと、各施策の推進により計画の目標を着実に達成してきた一方、第3期計画期間中に毎年度実施した「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」では、さらに充実させていかなければならない施策があることが明らかになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、現代は将来の予測がますます困難な時代になっています。

このような時代において豊かで幸せな人生を送り、社会を持続可能なものとするためには、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす営みである教育が果たす役割はますます大きくなっており、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、新時代の到来を見据えた教育政策が必要です。

このようなことから、市川の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるものとするため、第4期市川市教育振興基本計画(以下「第4期計画」といいます。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第4期計画は、教育基本法第17条第2項(平成18年法律第120号)に規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、第4期計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ市長が策定した「市川市教育振興大綱」を尊重し策定しています。

そして、市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものであり、関連計画とも整合性を図っています。

3 計画の対象

第4期計画は、市川市の教育行政に係る基本的な計画であり、教育委員会が所管する幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校教育及び生涯学習を計画の対象範囲とします。

4 計画の期間

第4期計画の期間は、令和6(2024)年度から5年間とします。

5 社会状況の変化と取り組むべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。

少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、地球温暖化や異常気象も含め、地球規模の課題、教育格差の広がりや社会階層の固定化・再生産、貧困問題など、様々な社会課題が存在しています。

また、都市への人口集中や核家族化の進展等を背景として、家庭や地域の教育力が低下しています。

子どもたちの教育は、家庭・学校・地域が互いに連携し、適切に役割を分担しながら子どもたちの成長を支えていくことが必要ですが、現状においては、例えば、子どもの基本的な生活習慣の育成等の面で、学校や教員に過度の期待が寄せられています。

そのため、保護者や地域住民の教育活動への理解と協力を求めるなど、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域が学校や子どもの教育を支える環境づくりを進めることが求められています。

さらに、このような社会状況等を背景として、学校生活では、児童・生徒の学意欲や、様々な実体験の減少等に伴う社会性やコミュニケーション能力等の不足、いじめや不登校、ヤングケアラー、児童生徒の発達に関連した課題など、一層複雑・多様化してきています。今後も個々の状況に応じた、きめ細やかな対応が求められています。

また、近年、人々の価値観が、富の追求に限らない多様な幸せ、社会への貢献を重視する方向などに変わりつつあります。今後目指すべき将来像として、国では、ICTの浸透によって人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションにより、「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」が示されています。

一人ひとりの多様な幸せや社会の豊かさを実現していくためには、誰もが学び続け、これからの社会を生き抜いていくための資質・能力を身に付けることが必要であり、そのために教育を通じてその向上を図っていくことが重要となっています。

6 市川市の教育を取り巻く現状と課題

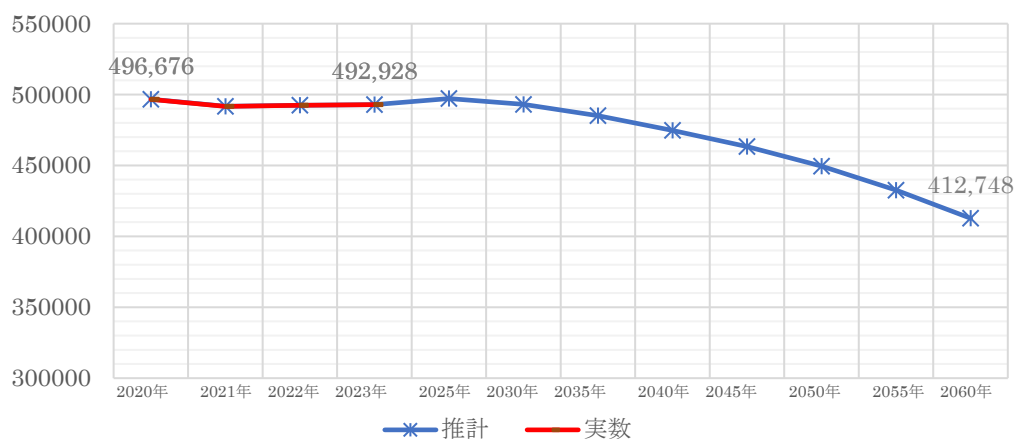
(1)これからの変化と取組

①将来人口

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口(15～64 歳)は 1995 年をピークに減少しています。市川市の人口はこれまで増加傾向にありましたが、2025 年から減少に転じ、人口減少の局面へ進むことが予想されています。

現状のまま推移した場合は、人口減少・超高齢化により、経済や社会にひずみも生じてくる恐れがあります。

◆市川市の将来人口推計（総人口）

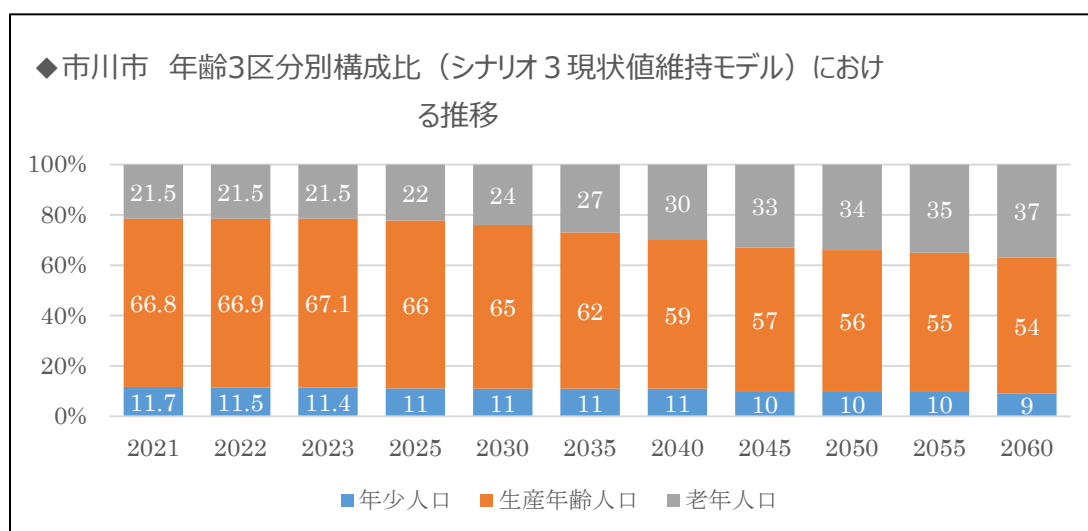


「市川市総合計画 第3次基本計画 資料編」から作成
基準人口:令和2年(2020年)10月1日時点の国勢調査に基づく人口

②生産年齢人口

少子高齢化により、年少人口(14 歳以下)の減少が続くことが見込まれています。また、国内の生産活動を中心となって支える生産年齢人口(15～64 歳)は減少を続ける推移をたどっています。労働力を含め、あらゆる面での人手不足の状況が一層深刻化していくことが予想されます。

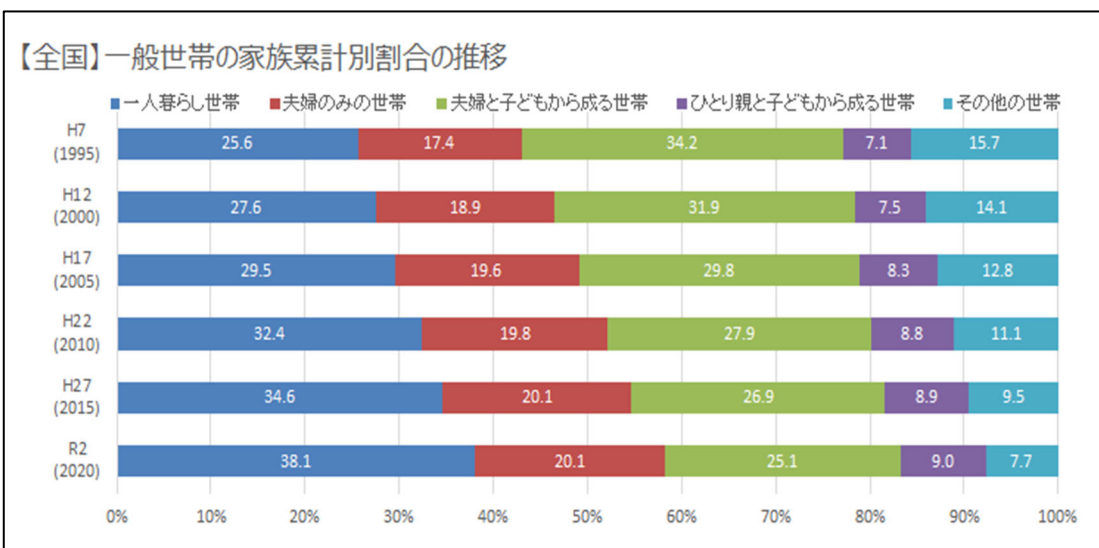
■生産年齢人口の減少の推移(将来人口推計)

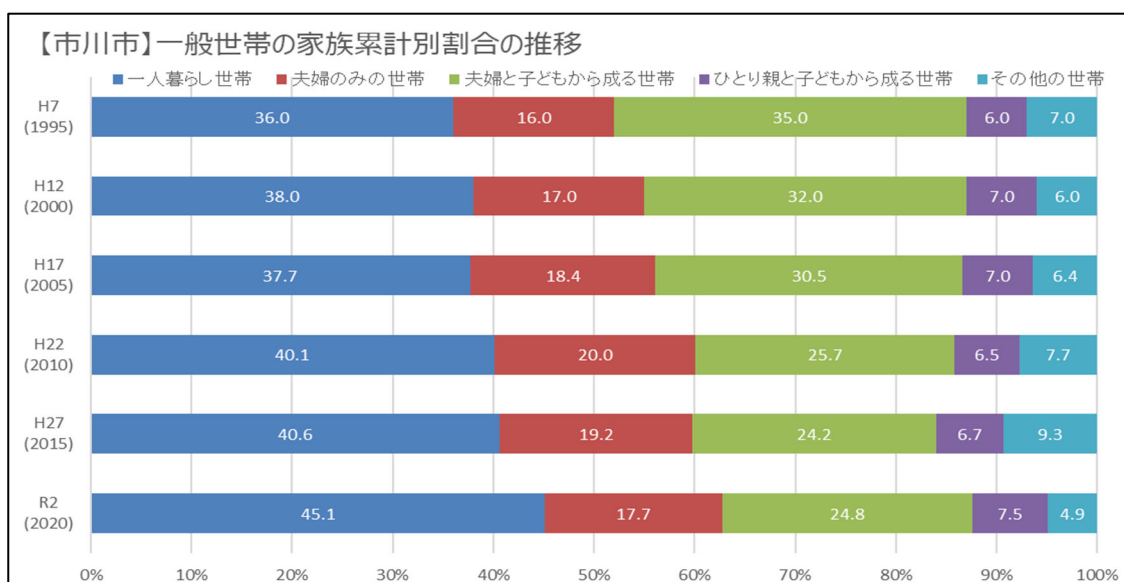
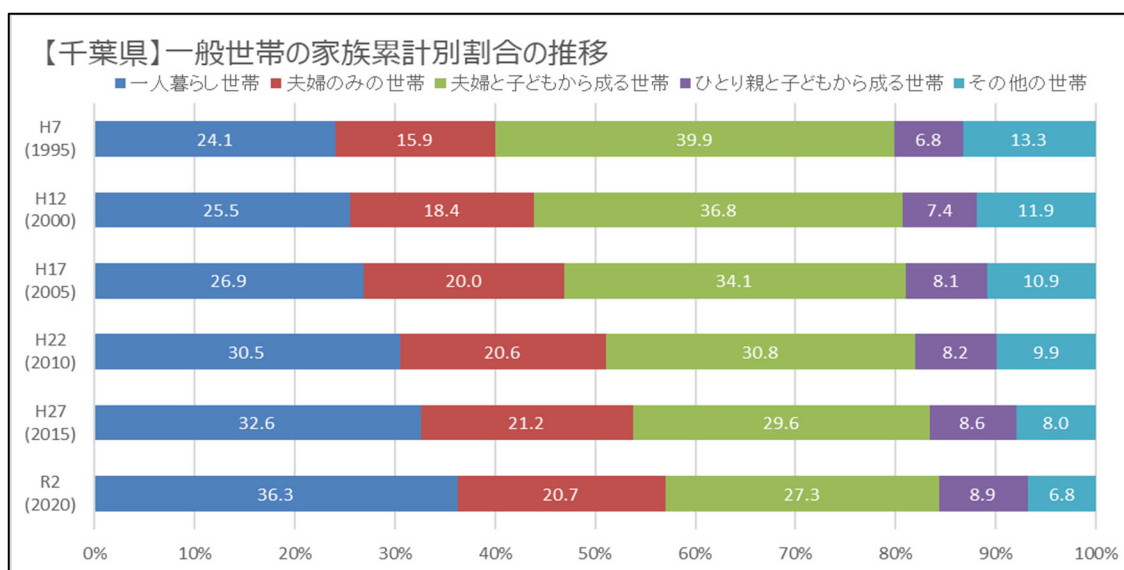


「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン編 将来人口推計(シナリオ3)」から作成
基準人口:令和2年(2020年)10月1日時点の国勢調査に基づく人口

③家族類型

核家族の増加から、現在は家族形態が変容し、未婚、晩婚化などにより少子化が進んでいます。市川市では一人暮らし世帯の割合が増えています。国や千葉県と比較した場合についても、一人暮らし世帯が高い傾向にあります。





総務省「国勢調査」から作成

社会では、人口構成の変化に伴い社会構造が変化してきており、コミュニティの維持が困難になるなど、人と人とのつながりがより希薄になることが予想されます。家庭・学校・地域が連携し、学びの関わりを通してそれぞれがつながることができる環境整備が重要です。

また、人生100年時代が到来し、一人ひとりが生涯にわたって活躍することが求められる時代となっています。

第4期計画においては、家庭・学校・地域がそれぞれ強みを生かし、教育力の向上を目指せるよう教育環境の整備を進めるとともに、市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、その成果が生きる地域づくりを推進します。

計画の体系

- 1 計画の体系
- 2 市川の教育の目指す姿
- 3 基本理念
- 4 基本的な3つの考え方
- 5 方針
- 6 方針1 目標1～目標4
- 7 方針2 目標5～目標7
- 8 方針3 目標8～目標10

1 計画の体系

市川の教育の目指す姿

- 認め合い、自分の思いを実現できる子ども
- 誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域

基本理念

「ひとをつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

基本的な3つの考え方

(施策の実施にあたって重視するもの)

- 1 すべての人の可能性を引き出す教育
- 2 家庭・学校・地域の連携
- 3 学びの環境整備(教育 DX)



基本方針	目標	施策
〈方針1〉 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進	1 豊かな心の育成	1 道徳教育・人権教育の充実
		2 読書活動の充実
		3 体験活動・交流活動の充実
	2 確かな学力の育成	4 幼児期における教育の推進
		5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進 （「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
		6 学校段階間の接続の推進
	3 健やかな体の育成	7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
		8 食育の推進
		9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
	4 社会の変化に対応できる 資質・能力の育成	10 社会的・職業的自立
		11 社会参画意識の醸成
		12 グローバル人材育成
〈方針2〉 学びの質の向上と学びの保障の実現	5 ICT の活用推進	13 児童生徒の情報活用能力の向上
		14 教育の ICT の環境整備の充実
		15 教職員の ICT 活用指導力の向上
	6 指導体制・教育環境の整備	16 働き方改革の推進
		17 教職員の指導力の向上
		18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
	7 多様な教育ニーズへの対応	19 特別支援教育の推進
		20 教育的支援が必要な子どもへの対応
		21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実
		22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
		23 いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化
		24 放課後の子どもの居場所づくりの推進
〈方針3〉 ともに支え合う学びの環境整備	8 家庭・学校・地域の連携・協働の推進	25 家庭の教育力の向上
		26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
	9 生涯にわたる学びの推進	27 生涯学び、活躍できる環境の整備
		28 図書館機能を活用した学習活動の充実
		29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進
		30 公民館の活用の推進
	10 文化財の保護と活用	31 文化財の保護と活用の推進

2 市川の教育の目指す姿

○認め合い、自分の思いを実現できる子ども

○誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域

◆第3期計画を通しての課題

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、臨時休校や学校行事の中止など、多くの教育活動が制限されました。

人々との接触が制限される中、子どもたち自身に任された時間が増え、自分の時間をどのように過ごすのかが求められました。日頃から学習習慣を身に付け、成長とともに将来ありたい姿に向けての努力を積み重ねていけることが重要です。

学校は、授業だけでなく、先生や同級生、地域の人などとは気ないコミュニケーションによって人と人をつなぐ重要な役割を担っています。長期間登校できなかった経験を通して、友達と関わり合いながら学びを深め、考えなどの違いを互いに認め合いながら、互いに成長できる「学び合い」の大切さを再確認しました。

令和3年度には全国の小中学生の不登校が過去最大の24万件余りとなり、本市においても不登校児童生徒が増加傾向にあります。不登校児童生徒への学習の機会の確保及び評価の在り方について、柔軟な在り方が求められてきています。また、市川市では特別な支援を要する児童生徒や外国籍の児童生徒についても増加しており、寄り添った対応が重要です。

学校では、GIGAスクール構想のもと学習用端末やWi-Fi環境など、ICTの整備が進められるとともに、教職員のICT指導力の向上がますます重要になっ

ています。

また、教職員については、教員希望者の減少、休職者の増加に加え、児童生徒・保護者の特別なニーズや教育的な配慮に対応するために、教員数を増加させる必要が生じるなど、教員不足の状況が浮き彫りとなりました。業務の見直し・適正化など働き方改革が喫緊の課題となっています。

学校施設をはじめとする公民館や図書館などの公共施設については、大半が建設後30年以上経過し、老朽化が進んでいます。学校施設は子どもたちの学習の場で、安全に過ごせる場であり、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たします。順次改修工事等を行っていますが、建替えが必要な校舎等について計画的に建替え等を進める必要があります。

◆成 果

このような中、市川市は、平成 31(令和元)年度にすべての市立幼稚園(6 園)、小学校(38 校)、中学校(15 校)、義務教育学校(1 校)、特別支援学校(1 校)をコミュニティ・スクールとしました。令和 4 年度末時点、県内において本市と同規模の市町村では他に例がありません。

また、平成27年度に義務教育学校「塩浜学園」が開校し、小中一貫教育の効果が明らかになってきたことを踏まえ、小中一貫教育の実施を目的とする学校の設置として、令和3年度には東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校の 3 校からなる「東国分爽風学園」、令和4年度には高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の 3 校からなる「信篤三つ葉学園」をスタートさせ、9 年間の学びのつながりを大切にした教育を進めてきました。

◆今後、求められるもの

将来の予測が困難な時代においては、自らが課題を発見し、他者と協働しながら、解決できる力が重要です。

多様な個人それぞれが経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生きがいを感じられる教育の在り方が求められています。

自分だけではなく、仲間、家族、地域、そして地球の豊かさ、人類全体の幸せにも配慮できる学びが期待されています。私たちの望む未来には数多くのビジョンが存在するかもしれませんが、社会全体の豊かさ、幸せは共通の「目的地」です。

社会の多様化が進む中、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けた教育の推進が求められています。

◆本市では

これまで市川市は、すべての子どもたちに目を向け、必要な取組を進めてきました。昭和32年には県内初であり、全国でも4番目となる知的障害養護学校として市川市養護学校(現 須和田の丘支援学校)を開校し、昭和40年には、国立国際医療研究センター国府台病院に、国内初の児童精神科入院児のための院内学級を創設しました。また、昭和57年には大洲中学校内に、県内初となる夜間学級を開設し、学び直しが必要な方々にも向き合ってきました。

家庭・学校・地域の連携・協働の推進についても、本市においては、「コミュニティ・スクール」が法律で明記された平成29年より前の昭和55年からすでに「コミュニティスクール」という言葉を用いて、着実に歩みを進めています。

第4期計画においては、第3期計画の成果と課題、時代の要請を踏まえ、本市の強みを生かし、「認め合い、自分の思いを実現できる子ども」の育成と、「誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域」の実現を目指し、各般の施策を進めます。

3 基本理念

第4期計画においても引き続き、

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

を基本理念として教育の振興を図ります。

人は、多様な人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。このような様々な関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

技術革新の進展、長寿化に伴い、産業構造や私たちの生活が大きく変わっていく未来の社会においては、誰もが自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、夢の実現につながる先見的な教育と、生涯を通じて主体的に学び続けることのできる教育環境の実現が不可欠です。

また、技術革新がさらに進んでも人間中心の社会を目指すためには、豊かな人間性を育み、人間ならではの強みを生かしていくことがますます必要となり、これに寄与する教育の役割は重要です。

これらのことから教育委員会では、第4期計画においても、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念として、それぞれのライフステージにおける学びや家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした「つなぐ教育」を充実・発展させていきます。

教育は、家庭・学校・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことで成し得ることです。

「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域が一体となって、子どもを育てていく教育です。「教育の共有化」という理念のもと、コミュニティ・スクールなど地域とともにある学校づくりと地域教育力を組織化し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりをさらに推進します。

「未来へつなぐ教育」とは、学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育です。「教育の接続化」という理念のもと、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組や特別支援教育の視点を生かした指導・支援を通して、進学・進級時のなめらかな接続と一人一人のニーズに応じた適切な段差の設定を図り、長期的な視野に立った教育、そして、自分らしく輝くための学びを実現します。

4 基本的な3つの考え方

第3期計画の期間中、私たちは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、3か月間にもわたる全国一斉休校というこれまでにない経験をしました。一斉休校によって、私たちは改めて学校の意義を見つめ直すとともに、教育の重要性について再認識をしました。

これからの教育は、ますます多様化する子どもたち一人ひとりに対し、急速に変化する社会に対応できる力を育んでいく必要があります。

一方、学校においては、情報化の加速度的な進展への対応や、教員の長時間勤務の解消など、解決すべき課題が山積し、顕在化しています。

こうした現状を踏まえ、本市における今後の教育を考えるにあたり、「市川市教育振興大綱」や国の第4期となる「教育振興基本計画」に加え、これまで進めてきた本市の強みを生かした教育が、本計画全体を貫く形で進められるよう、特に重要と思われる事項を3つの柱に整理し、本計画の全体を貫く「基本的な考え方」とし、施策を実施してまいります。

1 すべての人の可能性を引き出す教育

人は多様であり、発達特性や不登校、外国籍など特別な配慮を要する子どもだけでなく、教室では日々の学習に遅れを感じている子どももいれば、学習を先に進めたい子どももいます。学校の授業や教育活動の仕方次第で、一人ひとりが持っている力をもっと伸ばすことができると考えます。

また、絶えず変化する将来の予測が困難な社会において、大人も生涯にわたり学び続ける必要があります。その人の潜在能力を引き出し、強みを生かしてその人らしく社会参画することにより、心豊かな人生を送れるよう、すべての人が自分に合った内容や方法で生涯学び続けることのできる環境整備を目指してきました。

本市の強みである「すべての人の可能性を引き出す教育」を引き続き重視し、豊

かで幸せな人生を送れるように進めます。

2 家庭・学校・地域の連携

地域や保護者の方、教員等で構成し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関である「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼んでいます。本市のすべての市立学校はコミュニティ・スクールであり、家庭・学校・地域の連携により子どもを育てる基盤が整備されています。

また、校庭などの学校施設を地域の人々にも開放するなど、学校の資源の効果的な活用も進めており、学校は家庭や地域の人々の学ぶ場としての機能も果たしています。

「家庭・学校・地域の連携」を引き続き重視した教育により、相互に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指します。

3 学びの環境整備(教育 DX)

1つ目の柱で述べた「すべての人の可能性を引き出す教育」を実現するためには、学びの土台となる環境を適切に整えていく必要があります。特に、ICT の活用は不可欠であり、生成AIをはじめとする急速な技術進歩への対応や、教職員の指導力向上は喫緊の課題です。

また、教職員の多忙化解消は、教職員が本来担うべき教育活動に専念できることにより教育の質を高めるとともに、将来教員を目指す優秀な若者を増やすことにもつながることから、短期的にも長期的にも、最も重要で注力すべき取組と言えます。学びの ICT 環境の充実は、学校における業務の効率化にとっても有効な方策となります。

このため、今後はさらに一歩進んで、新たな時代にふさわしい教育へと変容、変革をもたらす教育 DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組みます。

5 方針

第4期計画では、市川の教育に関わるすべての人が、同じ目標を向いて教育政策を進めることができるよう、目指す子ども像や家庭・学校・地域の姿を示しました。

基本理念と基本的な考え方を踏まえ、目指す姿に向かって、家庭・学校・地域の連携・協働のもと、今後5年間を通して市川市が取り組む教育政策の方針を、次の3つに整理しました。

方針 1

子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す
教育の推進

方針 2

学びの質の向上と学びの保障の実現

方針 3

ともに支え合う学びの環境整備

第4期計画の推進にあたっては、教育委員会だけではなく、子ども・保健・福祉部門などの市長部局や、保護者や地域の方々、関係機関や大学・企業など、多様な主体がそれぞれ役割を分担しながら、社会全体が協働して教育の向上に取り組むことを目指し、連携・協働しながら効果的に施策を実施していきます。

第4期計画では、3つの方針のもと、目標と施策を示し、目標の達成状況を確認するための「成果指標」と、その背景等を確認するための「参考指標」を設定しました。

6 方針1 目標1～目標4

方針 1

子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す 教育の推進

教育は、子どもがたくましく人生を心豊かに過ごすために重要な役割を果たします。

変化が激しく、将来の予測が困難な社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、多様な人々と価値観を認め合い、協働しながら困難に立ち向かうとともに、生涯にわたって主体的に学び続けることが必要です。

そのために、子どもたちには、自分に合った学び方を模索し、課題解決のための情報収集や、多様な人々とともに問題に取り組んでいくなどの学習を通して、自分の思いや考えを表現する力を育み、世の中に新しい価値を生み出していく、「自ら学び続ける力」を身に付けていくことが必要です。

そこで、確かな学力、豊かな人間性、それを支える健康な心と体を育みます。

また、すべての子どもたちがお互いの多様性を認め、高め合う協働的な学びの機会を確保することなどを通して、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、家庭・学校・地域のつながりの中で、人間関係を築く力や自己肯定感の向上を図ります。

目標
1

豊かな心の育成

人と人との支え合う社会の中で、自分の個性を伸ばし、可能性を広げ、多様な人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要です。

子どもを取り巻く環境の変化などから、規範意識や人間関係を形成する力の低下、さらには命を軽んじる風潮などがあります。

また、子どもの体験活動に差が生じている状況です。

教育委員会では、人と関わり、ふれあう活動をはじめ、命を大切にする教育の推進や道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動・交流活動を一層充実させることにより、社会の中で心豊かにたくましく生きていくことのできる子どもを育成します。

▶施策

1 道徳教育・人権教育の充実

特別の教科「道徳」を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り、命を大切に作る心やお互いを認め合う心、協調する力、規範意識等の道徳性を身に付け高めます。

児童生徒一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しい知識を身に付けるとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権上の問題に対して改善点を見出し、人権への配慮が態度や行動に現れるよう人権教育を進めます。

【主な事業】

○

2 読書活動の充実

感性を豊かにし、想像力を高められるよう、家庭や地域と連携して幼児期からの読書活動(様々な本、図鑑、新聞、雑誌等を読んだり、何かを調べるためにこれらを読んだりすること)を推進し、読書環境の整備を進めます。

国や学校で図書資料を活用した多様な読書活動、学習活動を通して、生涯にわたって、読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を確立していきます。

また、図書を活用した学習活動の充実のため、学校図書館相互や公共図書館とのネットワークを発展させるとともに、デジタル社会に対応した図書館資料の整備を進めます。

【主な事業】

○

3 体験活動・交流活動の充実

子どもが年齢や世代を超えた人々と交流し、様々な体験ができるよう、ボランティアや福祉体験、集団宿泊、自然体験、文化芸術の鑑賞など、体験活動の充実を図ります。

また、地域の方々との交流や職場体験、起業体験などを支援します。

【主な事業】

○

目標 2

確かな学力の育成

「学力」とは、知識や、テストの点数で測れる力だけのものではありません。

変化が激しく将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く知識・技能の習得、習得した知識・技能を生かして未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性が必要です。これが「確かな学力」であり、これからの時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むため、家庭・地域と、学力とは何かを共通認識し、教育課程を共有して連携・協働しながら教育活動を充実させることが大切です。

教育委員会では、子どもの発達や学びのつながりを大切にし、学校間のなめらかな接続・連携を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進することにより、確かな学力を育成します。

▶施策

4 幼児期における教育の推進

様々な遊びを通して健康な心と体、人と関わる力を育てます。また、周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ち感じたことや考えたことを言葉で表現し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を進めます。

さらに、幼稚園教育要領で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校・家庭・地域と共有し、家庭への支援や地域資源の活用を進めることにより、幼児教育の質を高めます。

あわせて、幼児期の教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ります。

【主な事業】

○

5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進

（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）

基礎的・基本的な内容を確実に習得し、個に応じた学びを充実させるために、指導方法の改善と学習環境の整備に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学びを通じた授業改善を図るとともに、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるための問題解決型の学習を充実させます。

【主な事業】

○

6 学校段階間の接続の推進

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校など、地域での学校間の連携を進めます。

また、中学校ブロックを中心とした教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、指導の方法や子どもに関わる様々な情報の共有化を進め、学校間のなめらかな接続を図ります。

【主な事業】

○

目標
3

健やかな体の育成

コロナ禍の影響で、子どもたちの運動不足が指摘されたり、デジタル機器の過度な利用による、睡眠不足や視力低下が懸念されたりしています。

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、自ら健康な心身をつくるための資質・能力を身に付けることが大切です。

教育委員会では、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、健康に関する正しい知識や情報に基づいて、自らの健康について判断できる資質・能力を育むとともに、関係部署や関係機関との連携を図り、運動やスポーツに親しむ機会を充実させ、健やかな体を育成します。

▶施策

7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進

健全な生活習慣を身に付けるために、検診や調査に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。

また、家庭・園・学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付ける取組を進めます。

【主な事業】

○

8 食育の推進

望ましい食習慣を身に付けるために、調理実習や農業体験などの体験的な活動を通して、食と健康に関する興味関心を高めます。また、食品の安全性などの知識を習得し、食に関する自己管理能力の育成を推進します。さらに、給食の時間をはじめ、授業や委員会活動などに栄養教諭や栄養職員が積極的に関わり、「食」に関する指導の全体計画のもと、学校教育活動全体で取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

【主な事業】

○

9 運動やスポーツに親しむ機会の充実

生涯を通じて健康な生活を送れるよう、関係部署や関係機関と連携し、子どもが運動やスポーツに親しむ機会を充実させます。

【主な事業】

○

目標
4

社会の変化に対応できる資質・能力
の育成

変化が激しく、グローバル化が進む社会を生き抜いていくためには、子どもが夢や希望をもち、個人も社会も幸せを感じながら生きていけるようにすることが重要です。

また、発達の段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、様々な大人や職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくこと、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことも重要です。

教育委員会では、学校と社会との接続を意識し、子ども一人ひとりに、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力や態度を育み、キャリア発達を促します。日本や郷土市川の特色を学ぶとともに、他者と協働できる力や外国語によるコミュニケーション能力を育み、グローバルな視点を持ち、地域でも国際社会でも活躍できる人材を育成します。

▶ 施策

10 社会的・職業的自立

子ども一人ひとりのキャリア発達のために、社会的・職業的な自立に向けて必要となる基礎的な能力や態度を、特別活動を中心に教育活動全体を通じて育成します。

【主な事業】

○

11 社会参画意識の醸成

主権者教育により、社会の出来事に興味・関心を持ったり、防災教育、環境学習などを通して、市川を中心とした地域の自然のありさま、歴史の歩みを学んだりすることによって、地域や社会の特色を理解し、主体的に地域や社会の形成に参画する意識を醸成します。

【主な事業】

○

12 グローバル人材育成

外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するため、外国語活動や外国語教育の内容充実を図るとともに、学びの連続性が図られるよう、小中学校の連携を強化します。

また、グローバルな視点に立って主体的に行動できるように、外国や地域の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会を充実させます。

【主な事業】

○

7 方針2 目標5～目標7

方針 2

学びの質の向上と学びの保障の実現

将来、社会に出て、仕事や暮らしの中で今よりさらにデジタル化が浸透していく未来を生きる子どもたちには、これまでとは違った知識やスキル、思考方法も求められ、デジタル社会に対応していくための教育が必要です。

特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナーなどの情報モラル教育が必要です。

従来の方法に加え、デジタルも活用することで、子どもたちの学び方だけでなく、指導や支援の手法や手段、業務の効率化など、変革させていくことを目指し、学校における働き方改革の更なる加速化、指導・運営体制の充実を一体的に進めます。

業務の連携・分担の構築等も含め、教職員が教職員でなければできないことに注力できる体制を構築しながら、教職員の働きやすさの向上を目指すとともに、教職員の指導力向上を図り、子どもたちの学びの質を高めていきます。

また、個性や性別、国籍、経済事情、障がいの有無等に関わらず、誰もがお互いに、尊重し支え合い、生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。

障がいや日本語能力、不登校、複合的な困難等の多様なニーズに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会の確保に取り組みます。

すべての人には無限の可能性があります。よりよい人生、よりよい社会にしていくために、誰もが社会の一員として自立し、社会に主体的に参画できるよう環境整備を行います。

目標
5

ICT の活用推進

全市立小学校・中学校・特別支援学校・義務教育学校において、GIGAスクール構想のもと、全児童・生徒への1人1台端末の配布が実現し、新たな学びがもたらされました。今後は、学習用端末の日常的な活用をさらに進める必要があります。

教育委員会では、情報教育や教科等の指導におけるICT活用などをさらに進め、学びの質の向上を図るとともに、そのための教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

▶施策

13 児童生徒の情報活用能力の向上

学習におけるICT活用の日常化を進めるとともに、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を教科横断的な視点で育みます。

また、情報モラル教育を推進し、情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画しようとする態度を育てます。

【主な事業】

○

14 教育の ICT の環境整備の充実

校内ネットワーク環境の再構築に取り組み、教育のICT環境の充実を図ります。

【主な事業】

○

15 教職員の ICT 活用指導力の向上

ICT活用指導力において学校間や教職員間の水準を維持することはもとより、ICT活用指導力の向上を目指し、教職員研修の充実を図るなど、学校を支援する体制を整えます。

【主な事業】

○

目標
6

指導体制・教育環境の整備

教職員の働き方については、その多忙化解消が喫緊の課題であり、教職員を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組む必要があります。

また、学びの変容に対応できるように、学校の指導体制を着実に整備していくことが必要です。

さらに、学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所となることから、安全・安心な環境であることが重要です。

教育委員会では、教育活動をさらに充実させるため、教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員の指導力の向上、安全・安心で充実した教育環境を実現することにより、指導体制を整備します。

また、各学校における特色ある学校づくりを支援するとともに、研修の充実を図り、教職員の資質・能力の向上を図ります。

▶施策

16 働き方改革の推進

教職員が、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、本来担うべき業務に専念することにより、教育の質を高められるよう、校務のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるとともに、家庭・地域とそれぞれの役割を共通理解し、分担することで、多忙化解消を図ります。

【主な事業】

○

17 教職員の指導力の向上

若年層教職員の指導力向上やミドルリーダーの育成に関する研修を重点的に実施し、教職員全体の資質・能力の向上を図ります。

【主な事業】

○

18 安全・安心で質の高い教育環境の整備

特色ある学校づくりを実現するために、各学校が作成する「いちかわ学校三カ年計画」に基づいた主体的な取組を支援するとともに、特色ある教育活動の先進事例を提供します。

安全で質の高い教育環境の実現のために、学校の建替えや社会教育施設の老朽化に伴う改修を計画的に進めます。

また、関係部署等と連携し、学校の交通安全の指導や防犯機能の強化を進めます。

あわせて、トイレ改修による環境改善、バリアフリー化を進めるほか、緑化や自然エネルギーの導入、人口動向や地域の現状、まちづくりの方向性などを考慮し、教育環境の整備を進めます。

【主な事業】

○

目標
7

多様な教育ニーズへの対応

人は多様であることを前提に、すべての子どもが、夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進めることが大切です。

教育委員会では、すべての子どもへのきめ細かな指導や支援に努めるとともに、経済的に就学困難な子どもの教育費負担の軽減に向けた経済的支援を行います。関係機関等との連携を強化して多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援を行います。

また、保護者を支援する相談体制の強化や放課後の子どもの居場所づくりを進めることにより、多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

▶施策

19 特別支援教育の推進

同じ場でともに学ぶことを追求しつつ、子どものよさや可能性を最大限広げられるような場や学びを保障するために、連続性のある「多様な学びの場」を整備し、組織的・継続的な指導や支援を一層充実させます。

また、早期から就園や就学に関する相談を行い、教育的ニーズに応じた支援ができるようにするとともに、ICT を活用した指導や支援を含めた学習環境の整備を進めます。

さらに、研修の充実などにより、全教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の視点を生かして、発達に特性がある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導・支援の充実を図ります。

市川市特別支援教育推進計画に基づき、早期からの相談体制の充実、ICT 活用を含めた学習環境の整備、教職員を対象とした研修の充実など、具体的な取組を推進し、発達に特性がある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導や支援の充実を図ります。

【主な事業】

○

20 教育的支援が必要な子どもへの対応

特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるように人員の配置、相談活動、指導力の向上などに取り組み、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行います。

また、不登校児童生徒、保護者に丁寧に関わり、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を充実させます。

さらに、帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒が海外における学習・生活体験を生かしつつ円滑に学校生活に適應できるよう、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導の充実を図ります。

これらの取組にあたり、家庭・子ども・医療・保健・福祉の関係部署や関係機関等との連携を強化します。

【主な事業】

21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実

夜間中学とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校の夜間学級です。

様々な理由により義務教育を受けられなかった者に対し、義務教育を実質的に保障するため、すべての都道府県・指定都市に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう求められています。

市川市では、昭和 57(1982)年4月より、夜間中学を設置しています。教育機会確保のため、夜間中学の教育的支援と教育活動の充実を図ります。

【主な事業】

○

22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

教育機会の均等を確保するため、就学援助や奨学金を支給するなど、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助します。

【主な事業】

○

23 いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化

いじめや暴力行為などを防止するために、パトロールの強化や学校内外における地域の支援体制の充実を図ります。

また、いじめや暴力行為などの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、家庭・学校・地域・関係機関との連携を強化します。

さらに、子どもやその保護者が、安心して相談できるように相談員や教職員の研修を進め、教育相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

○

24 放課後の子どもの居場所づくりの推進

子どもが安心して遊ぶことができるように、地域と連携して子どもの活動拠点を設け、健全な育成を図ります。

また、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所の質と量の充実を図ります。

【主な事業】

○

8 方針3 目標8～目標10

方針 3

ともに支え合う学びの環境整備

すべての人が生きがいや幸福感を感じられるようにするためには、子どもから大人まで、一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて主体的に学び、活動できるよう、多様な教育的ニーズに応えられる体制づくりが必要です。

また、豊かな地域社会をつくるためには、家庭・学校・地域が連携・協働することが必要です。

そのために、地域コミュニティを核としたあたたかい人と人との関わりの中で、誰もが生涯を通して学び続け、学んだ成果を地域社会に還元することのできる環境を整備します。

そして、夢や希望を持ち、自らの個性を伸ばし可能性を広げられるよう、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、地域の多様な教育資源の活用を進めます。

目標
8

家庭・学校・地域の連携・協働
の推進

教育は、家庭・学校・地域の相互の取組によって担われるものであり、子どもは、社会全体で育まれるため、家庭・地域の教育力の向上が重要です。

また、子どもが変化の激しい社会の中で夢や希望を持ち困難を乗り越えていくために、学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」が理念として掲げられていますが、学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められています。

教育委員会では、より一層、保護者や地域の方々とビジョンを共有し、家庭や地域の役割や責任を明確にした具体的な連携を強化することにより、これまで教育委員会が進めてきた家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」を充実・発展させます。

▶施策

25 家庭の教育力の向上

学校、PTA などと家庭との連携を強化し、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組みます。

また、家庭学習の習慣化を図るため、学校と連携した取組を進めます。

さらに、家族の関わりを深めるための取組を支援します。

【主な事業】

○

26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進

家庭・学校・地域のさまざまな活動を支援する地域学校協働活動推進員の育成を充実させます。

子どもに必要な資質・能力を確実に育成するため、教職員が地域と関わりを持ったり、地域が教育に主体的に関与することができたりする取組を進めます。

地域住民等の協力や、学校の校庭など地域の多様な教育資源を効果的に活用し、学習支援やスポーツの機会の充実を図ります。

また、関係部署・関係機関と連携して地域の教育資源を活用しながら、部活動の地域移行を進めます。

【主な事業】

○

目標
9

生涯にわたる学びの推進

豊かで幸福感に溢れた人生を送るためには、生涯にわたり主体的に学び続けることが重要です。

社会の変化が加速化する時代にあって、その変化に対応するためには、新しい知識や技術について絶え間なく学習することが求められています。

また、学習の成果を地域で発揮することは、その人の豊かで幸福度の高い人生を実現するだけでなく、社会全体の健全な発展にもつながります。

教育委員会では、誰もが、人とのつながりの中で主体的に学び、活動を循環できる環境整備や、自らの可能性を最大限伸ばせるような支援を充実させることにより、生涯学習を進めます。

▶施策

27 生涯学び、活躍できる環境の整備

より多くの人が集い、活力ある地域のコミュニティ形成にも寄与できるよう、公民館についての在り方を検討するとともに、「学びの場」である学校や社会教育施設を核とし、生涯学習の推進を図ります。

あわせて、ボランティアや指導者の発掘・育成を進めます。

【主な事業】

○

28 図書館機能を活用した学習活動の充実

誰もが利用しやすい図書館サービスを提供するため、社会情勢や生活の変化に応じた市民のニーズを把握し、資料の収集・提供やレファレンスなど各種サービスの充実を図るとともに、図書館ネットワークのさらなる構築を進めます。

また、地元市川について学び、市川への理解と愛着を深める機会の拡充を図るため、積極的な地域資料の収集と、地域情報の発信を進めます。

【主な事業】

○

29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進

博物館の持つさまざまな機能を活用し、体験活動の充実や、講師派遣などの教育普及サービスを生かした学習活動を進めます。

また、子どもから高齢者までの学習活動を支援するため、博物館以外の社会教育施設や学校との連携を図ります。

【主な事業】

○

30 公民館の活用の推進

地域の身近な学習拠点として、公民館に対する各地域のニーズや実態を把握し、公民館の持つ機能の有効利用を図るとともに、学校や地域の人材を活用し連携することにより、地域に密着した公民館運営を進めます。

【主な事業】

目標
10

文化財の保護と活用

本市には様々な文化財があり、学校教育や生涯学習、本市の魅力発信にとって貴重な資源としての役割を果たしています。

教育委員会では、文化財の価値を最大限に発揮させるため、関係部署・関係機関と連携し、文化財の保護と活用を進めます。

▶施策

31 文化財の保護と活用の推進

市内に残る貴重な文化財を未来の市民に継承するため、市川市文化財指定基準に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ります。

また、市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源と捉え、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。

【主な事業】

○

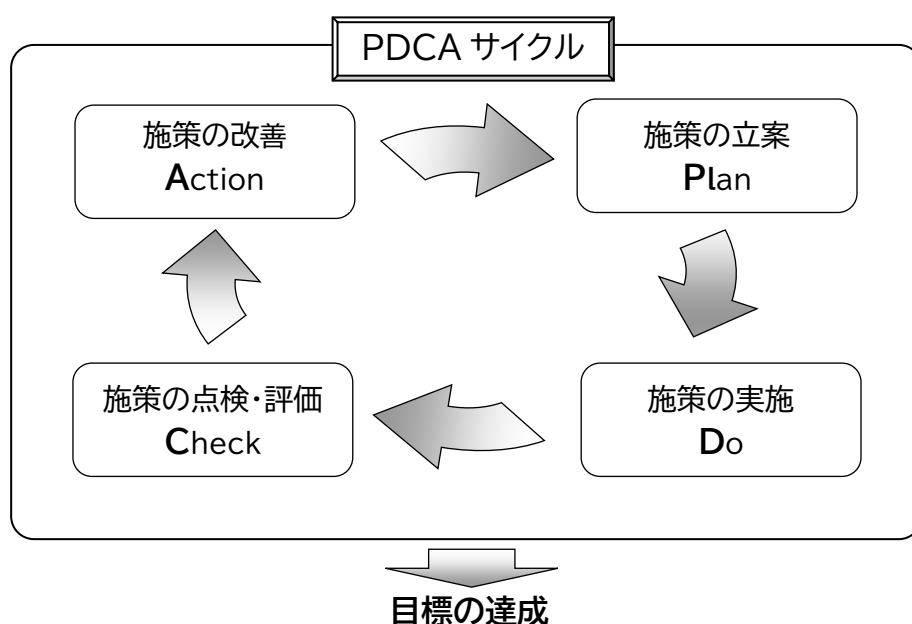
計画の推進

- 1 検証改善サイクル(PDCA サイクル)の
実践
- 2 新たな教育上の課題への対応

1 検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践

第4期計画は、その意義やねらいを市民、教育関係者などにわかりやすく伝え、共有するものです。計画の推進にあたっては、進捗状況を客観的に検証し、明らかになった成果や課題などをフィードバックし、施策に反映させていく検証改善サイクル(PDCA サイクル)の実践が重要です。

そこで、第4期計画では、3つの方針のもと、10の目標ごとに施策を効果的かつ着実に実施するための成果指標と目標の背景となる参考指標を設定しています。毎年度、成果指標等を踏まえて目標の達成状況を確認することにより、施策の点検・評価を行い、目標達成に向けた改善につなげていきます。



2 新たな教育上の課題への対応

教育を取り巻く諸情勢の変化などにより、第4期計画期間中に新たな教育上の課題が生じた場合は、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応します。

第 4 期市川市教育振興基本計画策定に向けた
市川市教育振興審議会等の今後の予定

開催日程	項 目
【第 4 回】 令和 5 年 10 月 23 日(月) 14:00～16:00	○諮問 ○今後の予定について ○調査審議 ・第 4 期市川市教育振興基本計画案について （指標、主な事業除く）
【第 5 回】 令和 5 年 11 月 9 日(木) 14:00～16:00	○調査審議 ・第 4 期市川市教育振興基本計画案について （指標、主な事業含む）
11 月中旬～12 月中旬 パブリックコメント	
【第 6 回】 令和 5 年 12 月 21 日(木) 14:00～16:00	○調査審議 ・パブリックコメント結果報告 ・第 4 期市川市教育振興基本計画案について ○答申
令和 6 年 1 月 第 4 期市川市教育振興基本計画策定	

令和 5 年度第 4 回市川市教育振興審議会 進行表(案)

日時:令和 5 年 10 月 23 日(月) 14 時~16 時

場所:市川市役所第 1 庁舎 5 階 第 3 委員会室

時 間	項 目
14:00~14:02(2 分)	審議会開会(公開の決定、傍聴人有無確認等)
14:02~14:05(3 分)	諮問 ○第4期市川市教育振興基本計画の策定について
14:05~14:45(40分)	事務局説明 及び 審議 ○本日の目途及び今後の予定 ○諮問理由 ○計画案 ・策定にあたって 1~6(p.1~p.8) ・計画の体系 1~5 (目指す姿、基本理念、基本的な 3 つの考え方、方針 p.9~p.19)
14:45~14:50(5 分)	休憩(換気)
14:50~16:00(70 分)	事務局説明 及び 審議 ○計画案 ・計画の体系 6~8 (方針1~3・目標・施策 p.20~p.44) ※目標ごとにご審議 ・計画の推進 1~2(p.45~p.46) ○全体をとおして
16:00	閉会



令和 5 年 1 0 月 2 3 日

市川市教育振興審議会

会 長 天竺 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸恵

第 4 期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき
第 4 期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会
条例（平成 2 3 年条例第 1 1 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙を添えて
諮問します。

《諮問理由》

本市では、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成21（2009）年3月に「市川市教育振興基本計画」を策定し、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、施策の実現に取り組んできました。

「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26（2014）年度～平成30（2018）年度）、「第3期市川市教育振興基本計画」（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）においてもこの基本理念の実現のため、施策を推進し、計画の目標を着実に達成してきました。

一方、「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」「体力向上の取組の推進」等の施策をさらに充実させていかなければならないことが明らかになりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵略などによる影響をはじめ、社会では、少子化・人口減少、格差の固定化などの課題があふれており、将来の予測が困難で変化の激しい時代において、教育の果たす役割はますます重要となっています。

国の「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）に示されているように、これからの社会には、教育の普遍的な使命を踏まえつつも、多様な個人が幸せを感じ、地域や社会が豊かさを感じられ、誰もが排除されず、全ての人が社会に参画する機会を持てるような教育政策が必要です。

このようなことから、市川の教育の目指すべき姿とその実現に向けた今後5年間で取り組む施策を明らかにし、本市における教育政策を実効あるものにするため、「第4期市川市教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。

なお、審議に当たっては次の事項を基本とし、ご検討いただくとともに、同計画に掲げる目標の達成状況を確認するための成果指標とその背景等を確認するための参考指標についてお示しいただきますようお願いいたします。

1 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項で規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて策定された「市川市教育振興大綱」における教育施策の方針を尊重した計画とします。
- ・市総合計画の分野別計画であり、本市関連計画とも整合性を図ります。

2 目指す姿、基本理念及び計画の体系

- ・市川の教育に関わる者が同じ方向を目指して教育政策を進めることができるよう、目指す子ども像や家庭・学校・地域の姿を新たに示しております。
- ・現行計画の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとします。
- ・今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的な考え方等の体系を必要に応じて見直すものとします。

3 計画の対象及び期間

- ・教育委員会が実施する市立学校における教育に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とします。
- ・計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5か年とします。

4 計画策定時期

- ・令和6（2024）年1月策定を目指します。

第3期教育振興基本計画の成果と課題

第3期教育振興基本計画【平成31年度～令和5年度】				
基本方針	目標		施策	
【方針1】 感性を豊かに働かせ、 社会の中でたくましく 生きていくことのできる 子どもを育てる	目標1	自分を大切にし、他人を思いやる気持ちなど、豊かな心を育む	1-1-1	人と関わる力を身に付ける活動の充実
			1-1-2	道徳教育の充実（命を大切にする教育の推進）
			1-1-3	読書教育の推進
	目標2	主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する	1-2-1	幼児期における教育の推進
			1-2-2	児童生徒の確かな学力を育成する取り組みの推進
			1-2-3	情報教育の推進
			1-2-4	学校間の連携の推進
	目標3	健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する	1-3-1	望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進
			1-3-2	食育の推進
			1-3-3	体力向上の取組の推進
	目標4	社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成する	1-4-1	キャリア教育・職業教育の推進
			1-4-2	地域や企業との連携推進
	目標5	家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を推進する	1-5-1	学校・地域と連携・協働した家庭の教育力の向上
			1-5-2	学校・地域と連携・協働した地域の教育力の向上
			1-5-3	家庭・地域と連携した学校の活性化
			2-6-1	”自分らしく輝くための学び”の機会の充実
			2-6-2	学校卒業後における障がい者の学びの支援
			2-6-3	図書館機能を活用した学習活動の充実
【方針2】 ”自分らしく輝くための 学び”の環境の実現と 学びのセーフティ ネットを構築する	目標6	人生100年時代を見据えた”自分らしく輝くための学び”を推進する	2-6-4	博物館などの活用を通じた学習活動の推進
			2-6-5	公民館を活用した地域の学習拠点づくり
			2-6-6	文化財の保護と活用
			2-7-1	特別支援教育の推進
			2-7-2	教育的支援が必要な子どもへの対応（不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など）
			2-7-3	夜間中学の充実
	目標7	特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を充実させる	2-7-4	学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署等との連携の強化
			2-7-5	教育費負担の軽減にむけた経済的支援
			2-7-6	地域の教育資源の活用の推進
	目標8	グローバルに活躍する人材を育成する	2-8-1	外国語教育の推進
			2-8-2	国際理解のための学習の推進
			2-8-3	青少年の海外交流支援
	目標9	新しい地域づくりを推進する	2-8-4	地域の歴史や文化に関する教育の推進
			2-9-1	新しい地域づくりに向けた学びの場づくり
			2-9-2	地域を支える人材の育成と”自分らしく輝くための学び”の成果活用
【方針3】 社会の変化を見据えた 教育環境の整備を図り、 市川の質の高い教育を 推進する	目標10	持続可能な学校指導体制を整備する	2-9-3	環境学習と探検活動の充実
			3-10-1	地域とともにある学校づくりの推進
			3-10-2	特色ある学校運営の推進（教育課程づくり）
	目標11	教育の未来環境を整備する	3-10-3	教職員の指導力の向上
			3-11-1	教育のICT環境整備
			3-11-2	教職員のICT活用指導力の向上
	目標12	安全・安心で充実した教育環境を実現する	3-12-1	子供の安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進
			3-12-2	いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化
			3-12-3	放課後の子どもの居場所づくりの推進
			3-12-4	防災教育の推進
			3-12-5	安全・安心で質の高い教育環境の整備

◆第3期計画を通して◆

【成果】

- 平成31年4月 すべての幼稚園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校への学校運営教委議会の設置が完了しました。
- 令和2年 8月 義務教育学校「塩浜学園」の前期課程(小学校)と後期課程(中学校)の校舎を一体型にした新校舎等の供用を開始しました。
- 9月 国府台病院内の、老朽化が進んでいた院内学級の建替工事が完了し、供用を開始しました。
- 令和3年 3月 すべての中学校区、義務教育学校区にて地域協働活動本部を設置しました。
- 令和3年 4月 小中一貫校として、東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校の3校からなる「東国分爽風学園」がスタートしました。
- 令和3年度 GIGA スクール構想のもと、市立学校の全児童生徒への学習用端末の配布が完了しました。
- 令和4年 4月 小中一貫校として、高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校からなる「信篤三つ葉学園」がスタートしました。



【課題】

<施策の評価から>

- 望ましい生活習慣を身に付ける取組、体力向上の取組の推進については、施策の実現が図られてきているといえないとの評価でした。各家庭へ生活習慣の改善の啓発や、部活動の地域移行を推進し、生徒のスポーツ機会確保など、家庭・地域と連携しながら取組を進める必要があります。



<取り巻く状況の変化から>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育活動が制限され、学校での互いに成長できる「学び合い」の大切さを再確認し、その取組を推進していく必要があります。

- 学校施設を含めた公共施設の老朽化が進んでいます。建替えを計画的に進める必要があります。



- 小中学生の不登校が増加傾向となり、加えて、特別な支援を要する児童生徒、外国籍の児童生徒も増加しており、寄り添った対応が必要です。

- 教職員について、教員希望者の減少、休職者の増加、子ども・保護者の特別なニーズ等の対応のため教員数の増加が必要となるなど教員不足の状況であり、働き方改革の取組を加速させていく必要があります。

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：園長・校長 38人)

Q1 「市川市教育振興基本計画」を知っていますか	合計
知らない	0
聞いたことはあるが内容はわからない	0
計画を読んだことがある	15
計画の内容をよく理解している。	23

Q2 これからの市川市の課題、大切と思うもの (上位3つを選択)	合計
すべてのこどもたちの可能性・誰一人取り残さない・ 教育環境整備(①②)	34
食の環境及び食育の充実③	0
望ましい生活習慣を身に付け、体力向上④	3
特別支援教育の推進⑤	24
生涯学習の推進⑥	4
地域とともにある学校づくり⑦	5
幼保小の連携・小中一貫教育の推進⑧	6
教育格差の解消⑨	2
教職員の多忙化解消・働き方改革⑩	24
文化財の保護と活用⑪	2
その他⑫	2

所属について	合計
小学校	25
中学校	8
特別支援学校	1
義務教育学校	0
幼稚園	4

その他の内容 (以下に入力してください)
子どもをもつ家庭への支援・地域の安心安全
講師や支援員の確保

これからの市川市の教育に関するアンケート

（対象：カリキュラムマネジメント（教育課程の編成）研修に参加した教員 102人）

Q1 「市川市教育振興基本計画」を知っていますか	合計
知らない	16
聞いたことはあるが内容はわからない	41
計画を読んだことがある	39
計画の内容をよく理解している。	6

Q2 これからの市川市の課題、大切と思うもの （上位3つを選択）	合計
すべてのこどもたちの可能性・誰一人取り残さない・ 教育環境整備（①②）	87
食の環境及び食育の充実③	2
望ましい生活習慣を身に付け、体力向上④	14
特別支援教育の推進⑤	28
生涯学習の推進⑥	3
地域とともにある学校づくり⑦	10
幼保小の連携・小中一貫教育の推進⑧	7
教育格差の解消⑨	18
教職員の多忙化解消・働き方改革⑩	83
文化財の保護と活用⑪	4
その他⑫	4

所属について	合計
小学校（前期課程を含む）	69
中学校（後期課程を含む）	27
特別支援学校（小学部）	1
特別支援学校（中学部）	0
特別支援学校（高等部）	1
義務教育学校	0
未回答	5
教職経験年数	合計
0～5年	3
6～10年	35
11～15年	42
16～20年	13
21年以上	1
未回答	9

その他の内容（以下に入力してください）
他の都道府県の良い実践（主に働き方改革）ところを真似る。
適切な就学支援
教科担任制の導入
給与面、休暇取得のしやすさ

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：PTA連絡協議会の保護者 41人)

Q1 「市川市教育振興基本計画」を知っていますか	合計
知らない	20
聞いたことはあるが内容はわからない	13
計画を読んだことがある	7
計画の内容をよく理解している。	1

Q2 これからの市川市の課題、大切と思うもの (上位3つを選択)	合計
すべてのこどもたちの可能性・誰一人取り残さない・ 教育環境整備	34
食の環境及び食育の充実	10
望ましい生活習慣を身に付け、体力向上	12
特別支援教育の推進	6
生涯学習の推進	1
地域とともにある学校づくり	19
幼保小の連携・小中一貫教育の推進	3
教育格差の解消	8
教職員の多忙化解消・働き方改革	24
文化財の保護と活用	0
その他	5

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：公民館・図書館等を利用した大人 330人)

Q1 「市川市教育振興基本計画」を知っていますか	合計
知らない	216
聞いたことはあるが内容はわからない	99
計画を読んだことがある	13
計画の内容をよく理解している。	2

Q2 これからの市川市の課題、大切と思うもの (上位3つを選択)	合計
すべての子どもたちの可能性・誰一人取り残さない・ 教育環境整備	252
食の環境及び食育の充実	75
望ましい生活習慣を身に付け、体力向上	104
特別支援教育の推進	44
生涯学習の推進	78
地域とともにある学校づくり	71
幼保小の連携・小中一貫教育の推進	28
教育格差の解消	93
教職員の多忙化解消・働き方改革	153
文化財の保護と活用	33
その他	11

ご関連	合計
一般利用者	160
小・中学生の保護者	80

その他（以下に入力ください）
補助金に対する所得上限の撤廃
他の保険者と比べると全てにおいて費用が高いと思う（学 童代や医療費など）
性教育の充実
教職員の補充
市川独自の英語教育
開かれた介護施設
子ども達一人一人の才能を引き出す
外国人も含めての生活に必要な教育
怒られることなく体力づくりのできる公園
挨拶
放課後の子どもの行き場
外国人も含めての生活に必要な教育
怒られることなく体力づくりのできる公園
挨拶
放課後の子どもの行き場

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：公民館・図書館等を利用した児童生徒 316人)

(1) 回答される方 どちらかにチェック	合計
小学生	266
中学生	49
高校生	1

(2) 学校や地域でのこれからの学び（教育）について、教育委員会にしてほしい取組は何ですか。当てはまる項目の口をチェック（☑）をしてください。（いくつでも可）	合計
安全・安心な学校づくり（きれいで危険のない学校、自分にとって居場所のある学校など）	237
学力をのばすこと	175
食べることに関する知識を増やすこと	108
いじめをしないことなど豊かな心を育てること	244
規則正しい生活習慣と元気な体づくり	178
困っていることへの対応（不登校、学校の授業がわからない、先生や友達とのコミュニケーションが苦手など）	189
公民館や図書館、博物館などの充実	155
地域の人とのつながり（町たんけん、職業体験、ゲストティーチャーなど）	162
中学校での生活を楽しく過ごせるようになること	154
貝塚や歴史のある寺など地域を知り、愛着をもてるようになること	120
その他（ ）	28

その他の内容 （以下に入力してください）
学校でのミニイベントの充実
男女平等に接すること
でかい公園をつくってほしい
勉強をわかりやすくする
図書室の本を増やしてほしい
図書室の本を増やしてほしい
友だちとの関わり
きゅうしょくをもっとふやしてほしい
中学校のジャージ登校OK
ずっとジャージ登校OK
税金を減らしてほしい
遊べるところがほしい
みんなで楽しくできる学校
百人一首を100種覚える
百人一首の授業をやってほしい（たくさん）
平和で楽しい。ケンカなし
平和で楽しい。けんかなし
平和で楽しい。けんかなし
楽しくケンカのない学校
みんなが楽しい学校
校庭の開放
スポーツを増やす

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：ユースリーダー講習会※に参加した生徒 25人)

(1) 回答される方 どちらかにチェック	合計
中学生	17
高校生	8

(2) 学校や地域でのこれからの学び(教育)について、教育委員会にしてほしい取組は何ですか。当てはまる項目の口にチェック(☑)をしてください。(いくつでも可)	合計
安全・安心な学校づくり(きれいで危険のない学校、自分にとって居場所のある学校など)	18
学力をのばすこと	15
食べることにに関する知識を増やすこと	6
いじめをしないことなど豊かな心を育てること	17
規則正しい生活習慣と元気な体づくり	8
困っていることへの対応(不登校、学校の授業がわからない、先生や友達とのコミュニケーションが苦手など)	20
公民館や図書館、博物館などの充実	7
地域の人とのつながり(町たんけん、職業体験、ゲストティーチャーなど)	16
中学校での生活を楽しく過ごせるようになること	13
貝塚や歴史のある寺など地域を知り、愛着をもてるようになること	4
その他()	0

※ユースリーダー講習会…

中学生から高校生までの異年齢が、グループワークや集団活動を通して、物事や人の意見をまとめる力や、自分の役割を認識し、主体的に行動できるようにする力を習得する講習会。

これからの市川市の教育に関するアンケート

(対象：海外交流派遣事業に参加した生徒（中学生） 14人)

(1) 学校や地域でのこれからの学び（教育）について、教育委員会にしてほしい取組は何ですか。当てはまる項目の□にチェック（☑）をしてください。（いくつでも可）	合計
☐ 安全・安心な学校づくり（きれいで危険のない学校、自分にとって居場所のある学校など）	10
☐ 学力をのばすこと	9
☐ 食べることに関する知識を増やすこと	5
☐ いじめをしないことなど豊かな心を育てること	9
☐ 規則正しい生活習慣と元気な体づくり	6
☐ 困っていることへの対応（不登校、学校の授業がわからない、先生や友達とのコミュニケーションが苦手など）	7
☐ 公民館や図書館、博物館などの充実	8
☐ 地域の人とのつながり（町たんけん、職業体験、ゲストティーチャーなど）	8
☐ 中学校での生活を楽しく過ごせるようになること	10
☐ 貝塚や歴史のある寺など地域を知り、愛着をもてるようになること	4
☐ その他	3

その他の内容（以下に入力してください）
学校の体育館にエアコンの設置
トイレを改装してほしいのと体育館にエアコンをつけてほしい
他校との交流

第3期と次期教育振興基本計画の施策の比較

第3期教育振興基本計画【平成31年度～令和5年度】				
基本方針	目標			施策
【方針1】 感性を豊かに働かせ、 社会の中でたくましく 生きていくことのできる 子どもを育てる	目標1	自分を大切にし、他人を思いやる気持ちなど、豊かな心を育む	1-1-1	人と関わる力を身に付ける活動の充実
			1-1-2	道徳教育の充実（命を大切にする教育の推進）
			1-1-3	読書教育の推進
	目標2	主体的に学びに向かい、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力を育成する	1-2-1	幼児期における教育の推進
			1-2-2	児童生徒の確かな学力を育成する取り組みの推進
			1-2-3	情報教育の推進
			1-2-4	学校間の連携の推進
	目標3	健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する	1-3-1	望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進
			1-3-2	食育の推進
			1-3-3	体力向上の取組の推進
	目標4	社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成する	1-4-1	キャリア教育・職業教育の推進
			1-4-2	地域や企業との連携推進
	目標5	家庭・学校・地域の教育力の向上に向けた取組を推進する	1-5-1	学校・地域と連携・協働した家庭の教育力の向上
			1-5-2	学校・地域と連携・協働した地域の教育力の向上
			1-5-3	家庭・地域と連携した学校の活性化
【方針2】 ”自分らしく輝くための 学び”の環境の実現と 学びのセーフティ ネットを構築する	目標6	人生100年時代を見据えた”自分らしく輝くための学び”を推進する	2-6-1	”自分らしく輝くための学び”の機会の充実
			2-6-2	学校卒業後における障がい者の学びの支援
			2-6-3	図書館機能を活用した学習活動の充実
			2-6-4	博物館などの活用を通じた学習活動の推進
			2-6-5	公民館を活用した地域の学習拠点づくり
			2-6-6	文化財の保護と活用
	目標7	特別支援教育など、教育的ニーズに応じた支援を充実させる	2-7-1	特別支援教育の推進
			2-7-2	教育的支援が必要な子どもへの対応（不登校児童性等や日本語指導が必要な児童生徒など）
			2-7-3	夜間中学の充実
			2-7-4	学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署等との連携の強化
			2-7-5	教育費負担の軽減にむけた経済的支援
			2-7-6	地域の教育資源の活用の推進
	目標8	グローバルに活躍する人材を育成する	2-8-1	外国語教育の推進
			2-8-2	国際理解のための学習の推進
			2-8-3	青少年の海外交流支援
			2-8-4	地域の歴史や文化に関する教育の推進
	目標9	新しい地域づくりを推進する	2-9-1	新しい地域づくりに向けた学びの場づくり
			2-9-2	地域を支える人材の育成と”自分らしく輝くための学び”の成果活用
			2-9-3	環境学習と探検活動の充実
【方針3】 社会の変化を見据えた 教育環境の整備を図り、 市川の質の高い教育を 推進する	目標10	持続可能な学校指導体制を整備する	3-10-1	地域とともにある学校づくりの推進
			3-10-2	特色ある学校運営の推進（教育課程づくり）
			3-10-3	教職員の指導力の向上
	目標11	教育の未来環境を整備する	3-11-1	教育のICT環境整備
			3-11-2	教職員のICT活用指導力の向上
	目標12	安全・安心で充実した教育環境を実現する	3-12-1	子供の安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取組の推進
			3-12-2	いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化
			3-12-3	放課後の子どもの居場所づくりの推進
			3-12-4	防災教育の推進
			3-12-5	安全・安心で質の高い教育環境の整備

第4期教育振興基本計画（案）【令和6年度～令和10年度】				
現計画 方針-目標-施策	基本方針	目標		施策
1-1-1 1-1-2 1-1-3 3-9-3 1-4-2 1-2-1	【方針1】 子どもたち 一人ひとりの 可能性を引き出す 教育の推進	目標1	豊かな心の 育成	1 道徳教育・人権教育の充実
1-2-2				2 読書活動の充実
1-2-4				3 体験活動・交流活動の充実
1-3-1 1-3-2 1-3-3		目標2	確かな学力 の育成	4 幼児期における教育の推進
1-4-1				5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進 （「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
2-8-4 3-12-1 3-12-4				6 学校段階間の接続の推進
2-8-1 2-8-2 2-8-3		目標3	健やかな体 の育成	7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
1-2-3				8 食育の推進
3-11-1 3-11-2 (3-10-1)				9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
3-10-3 3-10-2 3-12-5		目標4	社会の変化に 対応できる資 質・能力の育 成	10 社会的・職業的自立
2-7-1 2-7-2 2-7-4	11 社会参画意識の醸成			
2-7-3 2-7-5	12 グローバル人材育成			
3-12-2 3-12-3	【方針2】 学びの質の向上と 学びの保障の実現	目標5	ICTの 活用推進	13 児童生徒の情報活用能力の育成
1-5-1				14 教育のICT環境整備の充実
1-5-2 (2-9-1) (3-10-1)				15 教職員のICT活用指導力の向上
2-6-1 2-6-2 2-9-2		目標6	指導体制・ 教育環境の 整備	16 働き方改革の推進
2-6-3 2-6-4				17 教職員の指導力の向上
2-6-5 (2-9-1)				18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
2-6-6		目標7	多様な 教育ニーズ への対応	19 特別支援教育の推進
				20 教育的支援が必要な子どもへの対応
	21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実			
	22 教育費負担の軽減にむけた経済的支援			
	23 いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化			
		24 放課後の子どもの居場所づくりの推進		
	目標8	家庭・学校・ 地域の連携・ 協働の推進	25 家庭の教育力の向上	
			26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進	
		目標9	生涯にわたる 学びの推進	27 生涯学び、活躍できる環境整備
				28 図書館機能を活用した学習活動の充実
				29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進
			30 公民館の活用の推進	
	目標10	文化財の保護 と活用	31 文化財の保護と活用の推進	

国と市との教育振興基本計画の施策の比較

国の第4期教育振興基本計画【令和5年度～9年度】	
教育政策の目標	施策
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
	○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
	○幼児教育の質の向上
	○高等学校教育改革 ○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進
	○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 ○子供の権利利益 の擁護 ○主観的ウェルビーイングの向上 ○道徳教育の推進
2. 豊かな心の育成	○発達支持的生徒指導の推進
	○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○生命（いのち）の安全教育 の推進 ○体験・交流活動の充実
	○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○青少年 の 健全育成 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進
	○学校保健、学校給食・食育の充実
	○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
	○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実
	○アスリートの発掘・育成支援 ○体育・スポーツ施設の整備充実 ○スポーツ実施者の安全・安心の確保 ○スポーツを通じた健康増進 ○スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興
	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進
	○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 ○国際教育協力と日本型教育の海外展開 ○在外教育施設における教育の振興 ○芸術家等の文化芸術の担い手の育成
	○外国語教育の充実
	○探究・STEAM 教育の充実
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○大学院教育改革 ○若手研究者・科 学 技 術 イ ノ ベーション を担う人材育成 ○高等専門学校の高度化 ○大学・専門学校等における 専門人材育成 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
	○優れた才能・個性を伸ばす教育 の推進
	○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進
	○大学の共創拠点化
	○子供の意見表明 ○主権者教育 の推進 ○消費者教育の推進
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○持続可能な開発のための教育（ESD ）の推進
	○男女共同参画の推進
	○環境教育の推進
	○災害復興教育の推進
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進
	○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援
	○子供の貧困対策
	○ 高校中退 者等に対する支援 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援
	○夜間中学の設置・充実
	○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校における教育の推進 ○日本語教育の充実
	○教育相談体制の整備 ○障害者の生涯学習の推進 ○障害者の文化芸術活動 の推進 ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
	○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供
	○現代的・社会的課題に対応した学習等の推進 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進
	○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○学習履歴 の 可視化 の促進 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進
	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○社会教育施設の機能強化
	○社会教育人材の 養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務 DX の推進 ○教育データの標準化 ○基盤的ツールの開発・活用 ○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○教育環境のデジタル化の促進（高等教育）
	○社会教育分野のデジタル活用推進
11. 教育 DX の推進・デジタル人材の育成	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
	○教師の養成・採用・研修の一体的改革
	○ICT 環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）○高等教育機関の連携・統合
	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援
	○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPO との連携 ○企業等との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携
	○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携
	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の 整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進
	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話
	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話

市の第4期教育振興基本計画（案）【令和6年度～令和10年度】	
方針－目標	施策
1-2	5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
	5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
1-2	4 幼児期における教育の推進
1-4	10 社会的・職業的自立
1-2	6 学校段階間の接続の推進
1-4	10 社会的・職業的自立
1-1	1 道徳教育・人権教育の充実
2-7	19 特別支援教育の推進
2-7	23 いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化
1-1	1 道徳教育・人権教育の充実
1-1	3 体験活動・交流活動の充実
1-1	2 読書教育の推進
1-1	3 体験活動・交流活動の充実
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
1-4	3 体験活動・交流活動の充実
1-3	8 食育の推進
1-3	7 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進
1-3	9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
1-4	12 グローバル人材育成
1-4	12 グローバル人材育成
1-2	5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
1-2	5 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
1-4	11 社会参画意識の醸成
1-4	12 グローバル人材育成
1-4	10 社会的・職業的自立
1-4	11 社会参画意識の醸成
2-7	19 特別支援教育の推進
2-7	20 教育的支援が必要な子どもへの対応
2-7	22 教育費負担の軽減にむけた経済的支援
2-7	20 教育的支援が必要な子どもへの対応
2-7	21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実
2-7	23 いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-8	26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
3-8	25 家庭の教育力の向上
3-8	26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
3-9	28 図書館機能を活用した学習活動の充実 29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進 30 公民館の活用の推進
3-9	27 生涯学び、活躍できる環境整備
3-8	26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
2-5	14 教育のICT環境整備の充実
2-5	13 児童生徒の情報活用能力の向上
2-5	15 教職員のICT活用指導力の向上
2-5	14 教育のICT環境整備の充実
2-5	15 教職員のICT活用指導力の向上
3-9	28 図書館機能を活用した学習活動の充実 29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進 30 公民館の活用の推進
2-6	15 教職員のICT活用指導力の向上
2-6	16 働き方改革の推進
2-6	17 教職員の指導力の向上
2-5	14 教育のICT環境整備の充実
2-7	22 教育費負担の軽減にむけた経済的支援
1-4	11 社会参画意識の醸成
1-4	10 社会的・職業的自立
2-7	20 教育的支援が必要な子どもへの対応
2-6	18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
2-6	18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
意見聴取	保護者、教職員、児童生徒、市民

市独自 2-7 放課後の子どもの居場所づくりの推進
3-10 文化財の保護と活用